第七十条の二中「又は第五十七条第一項若しくは第二項」を「、第五十七条第一項若しくは第二項又は第五十八条の十三第一項」に改める。

第七十二条第一項第一号中「又は第四十二条」を「、第四十二条、第五十八条の七又は第五十八条の八」に改め、同項第二号中「又は第五十六条」を「、第五十六条又は第五十八条の十二」に改め、同項第十号中「読み替えて」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条第五項並びに附則第三条及び第七条の規定　公布の日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条及び附則第四条において「新特定商取引法」という。）第五十八条の七の規定は、この法律の施行前に新特定商取引法第五十八条の四に規定する購入業者に相当する者（第三項及び第四項において「旧購入業者」という。）が受けた売買契約の申込みについては、適用しない。

2　新特定商取引法第五十八条の八及び第五十八条の十六の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

3　新特定商取引法第五十八条の九、第五十八条の十一、第五十八条の十一の二及び第五十八条の十五の規定は、この法律の施行前に旧購入業者が受けた申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

4　新特定商取引法第五十八条の十四の規定は、この法律の施行前に旧購入業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

5　新特定商取引法第六十七条第一項第六号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、新特定商取引法第五十八条の十四第一項に規定する申込者等が同項の規定による売買契約の解除をした場合において当該申込者等が新特定商取引法第五十八条の四に規定する訪問購入に係る物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に規定するもののほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（消費者契約法の一部改正）

第五条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第五十八条の四から第五十八条の九まで」を「第五十八条の十八から第五十八条の二十四まで」に改める。

第四十三条第二項第三号中「第五十八条の四から第五十八条の九まで」を「第五十八条の十八から第五十八条の二十四まで」に、「又は業務提供誘引販売業を行う者」を「、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者」に、「第五十八条の七第二項」を「第五十八条の二十一第二項」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中特定商取引に関する法律第五十条第一項第四号の改正規定の次に次のように加える。

第五十八条の十七第一項第四号ロ中「国家公務員法第百八条の二」を「国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　労働組合法第二条に規定する労働組合

第四十四条中特定商取引に関する法律第七十二条第一項第十号の改正規定を削る。

（経済産業省設置法の一部改正）

第七条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「及び業務提供誘引販売取引」を「、業務提供誘引販売取引及び訪問購入」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　枝野　幸男

消費者基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月二十二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第六十号

消費者基本法の一部を改正する法律

消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第一章中第十条の次に次の一条を加える。

（年次報告）

第十条の二　政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

消費者教育の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月二十二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第六十一号

消費者教育の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本方針等（第九条・第十条）
第三章　基本的施策（第十一条―第十八条）
第四章　消費者教育推進会議等（第十九条・第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。